

厚生労働省令第九十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百十条第二項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年四月十日

厚生労働大臣 舩添 要一

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

附 則

この省令は、平成二十年五月一日から施行する。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則                      第一条～第十九条（略）</p> <p>第二十条 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第三条第二項第三号及び第三十九条第二項第二号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。</p>	<p>附 則                      第一条～第十九条（略）</p> <p>第二十条 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第三条第二項第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。</p>